

主 文
本件各控訴を棄却する。
理 由

被告人甲の控訴の趣意は、弁護士山城昌巳、同小山勲連名の控訴趣意書及び同補充書に、被告人乙の控訴の趣意は、弁護士石松竹雄、同下奥和孝連名の控訴趣意書及び同石松竹雄、同下奥和孝、同中島成連名の控訴趣意補充書に、これらに対する答弁は、検察官百瀬武雄作成の答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

第一 法令適用の誤りないし事実誤認に基づく法令適用の誤りの主張（被告人乙の控訴趣意第一点）について

所論は、要するに、本件各答案作成行為は、有印私文書偽造罪に該当せず、したがって、その提出行為も同行使に該当しないのに、これらに該当するとして被告人乙に対しその責任を問うた原判決には法令適用の誤りないし事実誤認に基づく法令適用の誤りがあり、これが判決に影響を及ぼすことが明らかである、というのである。

そこで、記録を調査して検討するに、原判決挙示の関係各証拠を総合すれば、原判示各事実を認めることができ、原判示各答案作成行為が有印私文書偽造罪に、同各答案提出行為が同行使罪にそれぞれ該当するとした原判決に所論のような法令適用の誤りないし事実誤認に基づく法令適用の誤りがあるとはいえない。以下、所論に則して説明を付加する。

一 所論は、原判決は「本件の答案は、それに合格すれば入学許可が与えられることとなっているものであって、受験した志願者がいかなる解答をしたかという事実を証明し、ひいては受験した志願者の学力の程度を客観的に示している文書であるから、刑法一五九条一項にいう事実証明に関する文書に当たる。」旨判示しているが、受験した志願者がいかなる解答をしたかという事実は、当該答案の作成者が誰であるかという事実と全く同義であって、誰の答案であるかという事実を証明する文書であるということの意味するにすぎない、また、本件各答案は受験した志願者の学力の程度を客観的に証明する文書であるというのとは牽強附会の見解である、すなわち、本件各答案は、受験した志願者の合否判定の一つの基準となるべきその総得点を算出するために、各試験科目ごとに採点者が何点の点数を与えるべきかというものを判定する材料となるものにすぎず、それ自体受験した志願者の学力の程度を客観的に示している文書ではない、各問題に何点ずつの点数を配分するかは採点基準決定者の裁量であって、客観的な基準があるわけではない、本件各学部の入学選抜試験は、記号式の解答を求めものが大半であるが、理由を述べさせたり、外国語の和訳をさせるなど記述式の解答を要求する問題もかなりあり、これら記述式の解答についての採点基準をどう定めるかについても裁量の余地が少なくない、さらに、記号式の解答を求めものでも、出題者の正解とは別の記載であって正解とするというような場合もあり、必ずしも常に採点基準作成者の裁量の余地のない確固不動の客観的な基準が存在しているわけではない、したがって、原判決の掲げる理由によって本件各答案が事実証明に関する文書であるということはできず、被告人乙の本件各行為について、有印私文書偽造、同行使罪が成立する余地はない、と主張する。

〈要旨〉しかし、記録によると、本件の丙大学各学部の入学選抜試験の答案は、試験問題の各設問に対し、受験した志願者が正解と判断する意識・判断の内容を所定の解答用紙に記載した文書であるところ、これが担当者によって採点、集計され、その結果は、受験した志願者の学力を示す資料として、入学選抜試験の合否を判定する教授会に提出され、これらの資料を基に、教授会において受験した志願者に対する合否の判定が行われ、合格の判定を受けた者が入学を許可されることとなっていることが認められる。そうだとすれば、本件各答案は、実社会生活にとって重要な意味を持つ事実の証明に関する文書であることは明らかであるべきであり、これと同旨の原判決の認定、判断は是認することができる。所論は、前示のとおり、原判決は、その作成者が誰であるかを示すにすぎない本件各答案を事実証明に関する文書であるとするものであると論難するが、原判決はそのような認定、判断をしているものとは認められない。また、所論は、本件各答案は受験した志願者の合否判定の材料となるにすぎないものであり、答案の採点には採点者の裁量が働きの客観的な採点基準がある訳ではないなどと、るる主張することは前示のとおりであるが、これらの点も、本件各答案が刑法一五九条一項にいう事実証明に関する文書であるとする前記認定、判断を左右するものとは認められない。所論はい

